

第七章 緊急事態対応策

人吉市立東間小学校いじめ防止基本方針

令和8年3月改訂版

1 いじめの定義及びいじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法2条により「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されている。

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

人吉市子ども・子育て基本条例に謳う、家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要がある。そのために、いじめはすべての児童に関係する問題であり、どの児童にも起こり得る問題であることを十分認識し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、以下の点を踏まえ、適切に対処する。

① いじめの防止

- 学校での教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身に付けさせる。
- 児童の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあるため、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力や自己有用感を高める。

② いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いをよそおって行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、「いじめかも知れない」との意識をもって、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。
- アンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、常に児童のわずかなサインも見逃さないようにする。

③ いじめへの対処

- いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うこと。
- いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、家庭への連絡や人吉市教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携する。
- 教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておく。特に、いじめたとされる児童からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う。
- 情報の共有など、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していく。

- ④ 家庭や地域との連携
 - P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が情報共有や協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、多様で具体的な対策を立て、それらが有効に機能するようにする。
 - 学校と家庭、地域が連携・協力して、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。
- ⑤ 関係機関との連携
 - 人吉市教育委員会や関係機関の担当者による情報交換など、情報共有体制を構築しておく。
 - いじめの問題への対応においては、学校や人吉市教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を行う。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、情報集約担当者、低・中・高学年・さくら学級から各1名、不登校対策担当者、養護教諭からなるいじめ防止等の対策のための委員会を設置し定期的に会を開催する。各会では、いじめ問題等に関する情報交換や対策検討などを実施する。また、状況に応じて、各学年代表、校内特別支援教育コーディネーター、専門知識を有する者その他の関係者を含める。

(2) 学校いじめ対策組織委員会

地域や家庭環境が要因として絡む問題やより深刻な問題、重大事態への対応が必要になった場合には、学校いじめ対策組織メンバーに加え、人吉市こども未来課、人吉市福祉課、人吉警察署、民生・児童委員、S C、S S W・医師等で構成した委員会を開催する。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめについての共通理解

- ① 学年・学級懇談会やPTA 役員会、学校からの通信等を活用し、いじめについての理解を促す動画の活用や「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」等を生かした、適切な情報通信機器等の使い方を、保護者と連携して推進する。
- ② 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、P D C Aサイクルで検証を行う。
- ③ いじめ防止等に向け、教職員・児童・保護者の人権意識を高める活動等の充実を図る。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ① 児童が、特別活動や「特別の教科道徳」の時間の学習を通じて、主体的にいじめについて考え、いじめ防止のための学びの機会を設ける。
- ② 人権学習計画をもとに、児童が人権に関わる諸問題について学ぶ時間を設定する。
- ③ 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「心のきずなを深める月間」や「人権週間」等の場を生かして全校あげていじめ根絶に向けた取組を行う。
- ④ 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実を図る。

- ⑤ 豊かな心の醸成につながる体験活動や読書活動の充実を図る。
 - ⑥ 法やルールを守る心やプライバシーを大事にする心を育てる教育を推進する。
- (3) いじめが起きにくい集団の育成
- ① 一人一人を大切にしたい、楽しく分かる授業の展開を推進する。
 - ② 一人一人が認められ活躍できる支持的学級風土のある学級づくりを推進する。
 - ③ ストレスに対して適切に対処できる力の育成を推進する。
 - ④ 保護者同士のコミュニケーションが促進される PTA 活動を推進する。
- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成
- ① 支持的学級風土を基盤とした対話型授業を展開する中で、お互いの考えを認め、生かし合う学習を重視する。
 - ② 特別活動や人権教育、道徳教育を通して、一人一人が大切な存在であるとともに、他の人の役に立っているという意識を高める。
- (5) 教育相談体制
- ① アンケート調査をもとに、担任と児童一人一人との個人面談を適宜実施する。
 - ② 児童や保護者が相談しやすいよう、本校の相談体制を様々な場で紹介し、管理職や養護教諭、担任外の連携を図った対応を充実する。
 - ③ 人吉市の相談員やカウンセラー、関係機関との積極的連携を図る。
- (6) 児童が主体となる取組
- ① 児童が自らいじめ問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
 - ② 児童会を中心に「あいだっ子 心の3カ条」を年間通して展開する。
 - ③ 児童会を中心に朝のあいさつ運動を推進する。
 - ④ 人権意識を高め、児童が主体的に活動する集会等を推進する。
- (7) 研修
- ① 情報交換会や会議等の場で、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関して、教職員の共通理解を図る。
 - ② 交流会等を通して、幼・保等、小、中一体となっていじめをなくす地域づくりを推進する。
 - ③ 重大事態発生時の相談体制などの理解、危機管理に関する研修を実施する。
 - ④ 教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質や技能を高める研修を実施する。
- (8) 地域や家庭との連携
- ① 日頃から保護者や地域住民との人間関係づくりを図り、学校内外の児童の様子を細やかに把握できるようにする。
 - ② 本校のいじめ防止の取組と課題を保護者や地域と情報共有するために、積極的に情報を発信する。
- (9) 関係機関との連携
- 次のような機関との連携を図った取組が推進されるよう、関係機関や教育委員会、学校運営協議会、第一中学校、市内各小学校等との協力体制を整える。
- ① 人吉警察署、地域各組織：地域の児童の様子についての把握
 - ② 福祉関係：家庭での児童の生活や環境の把握
 - ③ 医療関係：精神保健に関する相談等

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 毎月の生活アンケート調査や個別の教育相談の実施、心のアンケートによるいじめの実態把握

※いじめに関して学校が把握した情報の記録については、該当児童の卒業後少なくとも5年間保存することとする。また、記録の破棄については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月、文部科学省）に則して、被害児童・保護者に説明の上行う。また、個々の記録の保存については、当該いじめ事案への対応状況及び被害児童・保護者からの意見を踏まえ、保存期間を改めて設定することもできる。

- (2) いじめについて児童や保護者が相談できる校内体制の整備
- (3) 児童や保護者等へのいじめ等に関する相談窓口の周知
- (4) 児童理解の時間を通じた児童の変化への早期対応
- (5) 児童の心身の状況に配慮した健康観察
- (6) 養護教諭と担任との連携を密にした健康相談による、児童の状況把握と迅速・適切な対応

5 いじめ問題に対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合は、その児童の立場に立って話を十分に聴いた上で、可能な限り早急に対応する。
 - ③ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2) いじめの事実確認と報告
 - ① いじめ不登校対策委員会が中心となり、いじめの事実確認を行う。必要な場合、校長は、人吉市教育委員会に報告する。
 - ② 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
 - ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがある場合は、人吉警察署と相談し適切に対処する。
- (3) いじめられた児童またはその保護者への支援
 - ① いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
 - ② いじめた児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ① いじめを止めることができない場合は、誰かに知らせる勇気が必要であるという意識と態度を育てる。
 - ② はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。
 - ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
 - ④ いじめの解決は、謝罪のみで終わらせるのではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すところまでを働きかける。
- (5) ネット上のいじめへの対応
 - ① パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解・啓発に取り組む。
 - ② ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局、所轄警察署への協力を求める。
 - ③ 学校非公式サイト等のパトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して迅速に対応する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消し

ている」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

（2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

7 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1号に示された事態（①児童生徒が自殺を企図した場合、②身体に重大な障害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合）については、以下の点に留意し、速やかに措置を講ずる。

（1）重大事態の発生と報告

- ① 教育長（教育委員会）への報告（校長）
- ② 市長への報告（教育長）

（2）重大事態に対する調査及び対応

- ① 調査組織の設置
 - 学校いじめ対策組織委員会の開催
 - 問題行動の経緯や事実関係等の把握
- ② 調査結果の報告
- ③ いじめ問題等対策委員会（過半数を外部専門家等）の実施
 - 調査への協力及び保護者への説明
- ④ 教育委員会や専門機関等からの指導・助言に基づく被害児童・保護者へのケア

8 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

本方針に基づく評価を定期的実施し、計画→実行→検証→計画の見直しを行う。

（1）短期的な評価

児童アンケートや情報交換等に基づく、児童の実態や対応体制等の確認・改善

（2）中期的な評価

いじめ不登校対策委員会等での情報交換に基づく、各月、各学期の実態や変容の把握、対応や体制等の確認・改善

（3）長期的な評価

短・中期的な評価をもとに、次年度の方針や計画・具体策を検討・改善